

取引基本契約とライセンス契約 ～おさえておきたい契約書のポイント～

会社が企業活動をするうえで、取引先との契約は必要不可欠なものですが、取引先から提示を受けるままにサインしていることはないでしょうか？

取引基本契約やライセンス契約を締結する際には、①こちらの意図する内容が明確に契約書に記載されているか、②契約違反があった場合に効果的な救済手段が設けられているかという点が重要になります。

一から契約書を作ることは難しくても、契約書のポイントとなる条項を押さえておけば、もしものときに会社を守ることが可能となります。

そこで、今回は、弁護士が契約書作成業務を行う際に注意しているポイントを、裁判例を交えつつ、わかりやすく解説いたします。

講師は 弁護士 **石井 洋輔** 先生（御堂筋法律事務所）です

参加費：無料（交流会は千円）

定員：30名（先着順）

開催日時：平成30年 **12月19日（水）** 18:30～20:00（セミナー）
20:00～21:00（交流会）

会場：ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）北館3階 309号室

東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪（近鉄 けいはんな 線「荒本駅」下車5分）

申込方法：インターネット 又は FAX（インターネットはQRコード／FAXは下記申込書をご利用ください）

お問合せ：ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）（山崎・藤原）TEL 06-6748-1052



参加申込書：FAX 06-6748-1062

※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所			
交流会	※ 交流会は20:00より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。（会費おひとり様1,000円） <input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※参加申込にかかる個人情報は本セミナーの運営および各種セミナー等の案内に利用させていただきます。